

介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業を実施します。

介護人材の確保に向け、介護職員の処遇改善を推進する観点から、国は令和6年6月より、既存の3種類の処遇改善関係加算を「介護職員等処遇改善加算」（以下「処遇改善加算」）に一本化するとともに、加算率の引上げを行いました。

これを受けて県は、処遇改善加算の更なる取得促進を図るため、専門家による個別相談やセミナーの開催を通じて支援を行うこととし、その業務を（公財）介護労働安定センター新潟支部が受託することとなりましたので、お知らせします。

記

1 事業開始日

令和7年10月1日（水）

2 受託者情報

公益財団法人介護労働安定センター新潟支部
（新潟市中央区米山2-4-1 木山第3ビル6階）

3 主な業務

○介護事業所等からの相談対応等について
（相談例）

- ・事業所の体制・運営状況を踏まえ、算定可能な加算区分について
- ・上位加算取得に向けた要件の確認について
- ・新規取得（上位加算取得）をした場合の配分について 等

○処遇改善加算取得促進に向けたセミナーの開催について
介護サービス種別ごと（施設系・訪問系・通所系）に実施します。

※ 詳細については、別途ご案内します。

4 相談受付期間等

○相談受付期間

令和8年3月10日（火）までの平日（年末年始・土日祝日を除く）

午前10時～午後6時（お問合せは午前9時～午後5時15分）

電話番号：025-247-1963

F A X：025-247-1964

○相談方法

オンライン（Zoom）

○相談回数

最大2回まで（1回あたり1.5時間～2時間）

本件についてのお問い合わせ先
高齢福祉保健課介護人材確保係 片岡、松原
電話：025-280-5272（直通）